

## 第1回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 開催日時 令和5年7月14日（金）午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

中村委員、一瀬委員、渡邊委員、赤井委員、小西委員、近平委員、穂本委員、  
中島委員、真殿委員、山下委員、福本委員、睦谷委員、勝原委員、室井委員

(2) 事務局

健康福祉部：松下部長

社会福祉課：高見課長、いきがい福祉総務係：和田係長

保健センター：日笠課長

地域包括支援センター：三上課長、有吉係長

医療介護課：岸本課長、介護保険係：中村係長、水野主査

(3) 支援事業者

ジェイエムシー（株）

4 協議事項 (1) 第9期計画の策定について（資料1）

(2) 赤穂市の高齢者を取り巻く現状（資料2）（資料2 参考）

5 議事録

### 1. 開会

事務局 定刻より少々早いですが皆様お集まりでございますので、ただいまから第1回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開会させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、赤穂市医療介護課介護保険課長の岸本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2. 委員会成立、会議の公開の取り扱いについて

初めに、本委員会の成立についてご報告いたします。委員総数16名のうち、本日の出席者は14名で、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の会議運営要領第3条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。協議に入ります前に、本日の委員会の傍聴の申し出がございません。

会議運営要領第4条の通り、この策定委員会は公開と決まっておりますが、必要な場合は非公開とすることができます。このような策定委員会につきましては原則公開とし、会議録につきましては発言者が特定される個人名は非公開、それ以外の部分は公開するという取り扱いが定着しておりますが、この策定委員会につきましても同様に取り扱うということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

事務局 それでは、会議につきましては、会議運営要領の通り原則公開とし、会議録は発言者の個人名が特定できない方法で公開するという事にさせていただきます。それでは傍聴の方にお入りいただきます。

### 【傍聴者入場】

会議に先立ちまして傍聴の方をお願いいたします。会議中の写真の撮影については、ただいまから委員長による議事開始前までの間とさせていただきます。必要な場合はこの時間をお願いいたします。それではただいまより会議を開会いたします。はじめに、溝田副市長よりご挨拶を申し上げます。

### 3. 開会挨拶

副市長 みなさんこんにちは。第9期に向けた赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会第1回におきまして、ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しいところ、当委員会にご出席を賜りましてありがとうございます。また平素は赤穂市の福祉行政、とりわけ介護保険事業に様々な見地からお力添えをいただいておりますことを感謝申し上げますとともに、今回の事業計画の見直しに当たり、策定委員会の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

さて、介護保険制度が創設されて23年が経過します。世の中、人のありようも変化し、それに合わせ、介護保険制度も改正を重ねてまいりました。今回皆様方にご議論いただく第9期計画においては、現在の第8期計画と同様に、2025年問題、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題を念頭に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進や、それを支える介護人材の確保が求められています。この9期の介護保険事業計画には、2040年の超高齢化社会を見据えた、地に足のついた持続可能な制度となりますように、各委員の皆様方からご意見をいただきながら、計画策定を進めて参りたいと思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

て、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局           ここで副市長は次の公務がございますので、退出をさせていただきます。

【副市長退出】

#### 4. 委員の紹介

【委員紹介・事務局自己紹介】

#### 5. 委員長、副委員長選出

【委員長、副委員長選出】

事務局           それでは改めまして、中村委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長           失礼します。関西福祉大学の中村です。よろしくお願いいたします。本日はこの9期計画の概要について事務局から説明をいただき、併せてこの計画を策定するにあたって、今日の赤穂市はどのような現状にあるのかということをご共有させていただきたいと考えております。

この後の会議につきましては、それぞれの会議で論点というか、こここのところが特に重要というところを絞って、ご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局           ありがとうございました。会議に入ります前に、ここで資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

それでは協議事項に入らせていただきたいと思います。ここから先につきましては、中村委員長に議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長           では協議に入ります。まず協議事項の一つ目ですが、第9期計画の策定について事務局より説明をお願いします。

#### 6. 協議事項

##### (1) 第9期計画の策定について

## 【事務局より資料説明】

委員長           ありがとうございます。今の説明ですが三つポイントがあるということで、一つは当たり前といえば当たり前のことですが「地域の実情に応じた（サービス基盤の整備）」ということ。二つ目が「地域包括ケアシステムの深化・推進」ということ。三つ目がそれをやるにあたって、「介護人材をどう確保するか」ということ。人材確保のこともしっかりと考えないといけないということが、基本的なポイントとして提示されています。

                  ただいまの説明について何かご質問ご意見がありましたらお願いします。

委員             資料の3ページの介護人材確保について、第8期計画のときも同じことを言われてまして、私はそのときも委員をさせていただいておりましたので、現場の方の意見として、実際に資格を持っている人等の職場復帰をサポートするための対策を練っていただけないかと申し上げました。計画の中で介護職の離職者や現在介護職の仕事をしていない有資格者などが再度現場に戻るための制度やサポート態勢の充実に努めますという文言を入れていただきました。今年度が第8期計画の最終年度ですが、現在そういうことをやっておられないと思います。そこについて、8期でどうしてもできなかったのか、9期計画で引き続き継続する予定があるのか、質問させていただきます。

事務局           まず8期計画における人材確保、いろんな人材確保の課題があるんですが他市町を就職先として選択するのではなくて赤穂市に少しでも就職していただくとか、先ほどおっしゃられたように、離職された方に戻ってきていただくという取り組みは、なかなか難しいところがあって8期計画でできていないところ。有資格者対策やスキルアップについては県の方でも同様の課題を持っており、赤穂市単独ではなかなか難しく、県のスキルアップ事業などに頼らざるを得ないという状況が今続いております。

                  今後また9期計画でそのあたりは議論していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長           説明よろしいでしょうか。ありがとうございます。

                  今ご指摘があったように、この後赤穂市の現状の確認をしますが、9期計画を立案するにあたって、8期の計画でいろいろ行ったことがどれだけできているかできていないか。特にポイントとしているところは、仮にできていないのであれば、どうすればより目標を達成できるのかということ、この9期計画を検討するときに皆様と議論したいと思います。よろしくをお願いします。

                  他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。

委員 先ほどの同じ3ページの3番の一番下の方の、「介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進」ということについて、いろんな業者がたくさん入ってきますが、入るときは拒まないという感じで、そんなに難しく財務状況はチェックしていないわけです。

ところが、介護に入っている事業者がつぶれてしまったり内容が悪くなってしまうと、やはりすぐに影響が出るのは介護を受ける方になる。これからはこういうこともしっかりと見ていくことが必要ではないかなと思います。

介護人材の一番の問題は、生きがいということもありますが、やっぱり給料の問題が出てくると思います。ですから、いくら国がいろんな形でお金を事業者に出すようにしても、内容が悪くなくて、結局介護人材に行き渡らなくなったら、何をしているのか分からない。その辺も、これからの時代では見ていくべきではないかと思っているので、それを9期の計画等の中に入れていってほしいと思います。

委員長 事務局の方から、この意見について何かありますか。

事務局 財務状況の見える化の件につきましては、どちらかという市というよりは国・県ですね。特に指定権者である県によるところが大きいのかなと思います。ただおっしゃられている趣旨につきましてはその通りですので、幸い赤穂市につきましては、当初の計画がずさんで実態が悪くなかった、それが利用者に影響を及ぼしているような事例は、現在のところ起こっておりませんが、県全体で見ますと、そういう事業者のチェックという意味でこの見える化が必要になると思います。当然私どもも市の指定事業者のチェックという意味で、見える化システムを活用させていただこうと思っております。

委員長 ありがとうございます。他ご意見ご質問はいかがでしょうか。では、次に進みたいと思います。

## (2) 赤穂市の高齢者を取り巻く現状

### 【事務局より資料説明】

委員長 それでは今の報告について何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員 18ページに計画値と実績値と計画対比があります。普通営利企業でしたら、売り上げをどのぐらい伸ばそうかというのが計画で、それに対する実績がどうだったと。あと経費の面でいくと、今年度はこのぐらいの経費で抑えよう、これぐらいかかるだろうという計画を出して、実際どうだったかを見るもので

す。例えばここに出てくる居宅サービス、訪問介護の計画値・実績値は、どういう意味で作られているのか、そういう比較に意味があるのか。前年対比ならある程度わかるのですが、計画対比の実績というのがよくわからないので、教えていただきたいと思います。

事務局 先ほどのご質問の答えで、前者か後者かという、後者の方に当たります。コスト的な、費用的な意味合いでの比較となります。この後また議論が進んでいくのですが、3カ年の介護保険事業計画の中では、3年間の事業量を見積もっていくこととなります。そこから逆算して国の経費がいくら、県の経費がいくら、そして市の経費がいくら、で最終的に介護保険料がいくらになるか、逆算していきます。この経費的なものを図るのに必要なものとなっています。

委員長 今の説明でよろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

委員 この貴重なデータを拝見して一番印象に残ったのは、27 ページの地域作りに参加してもよいという意見を持っている方が5割、お世話役をしてもよいと答えている方が3割という回答を占めていることです。こういう人たちを取り込んだ地域の集いづくりができるのではないかと読み取れるのが、今回のニーズ調査でわかった赤穂市の明るい兆しであると私自身は思いました。この点について赤穂市はどのような感想をお持ちでしょうか。

事務局 27 ページの「地域づくりへの参加意向」についてご指摘をいただきました。資料1でもありました通り、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みという項目を議論するうえで、どのぐらい地域が支えられるのかという部分に直結する数字となっています。今日お集まりの皆様もそれぞれのお立場で、地域で活動されていると思いますが、今回の地域づくりへの参加意向を受けて、具体的にどのように携わっていくか、赤穂市ではどういうところにかかわっていくかというのを新たに構築したいと思います。

委員長 ありがとうございます。ニーズ調査というのは基本的にはその支援が必要な状態がどれだけあるかを確認をする調査ですが、ニーズだけではなく、現状がどうなのかという中に、ニーズの他に今ご指摘があったように、この地域の中の可能性、力、長所というところにも着目すると、計画のときに赤穂市はせっかくこういう意欲的な人が多くいるのだから、そこをうまく使った取り組みに展開できるだろうとなるので、そのようなことを参考にいただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員 16 ページの「給付の状況」というところで、赤穂市は全国・県と比べて基本

月額が低くなっている。今の介護保険料の月額も、全国平均よりも 500 円余り安いと思っています。第 7 期のときも 700 円余り介護保険料が安かったと思います。赤穂市の場合、特別養護老人ホームが 5 つあり、通所系のサービス、訪問系のサービス、たくさんのサービスがある中で、介護保険料がこれだけ全国平均と比べて低い、その要因は何なのか、分析されていたら教えていただきたいと思っています。

また、8 ページ 9 ページの認定者数の推移や要介護度認定者数の内訳の推移等々がございます。資料として追加して作っていただきたいと思ったのが、7 ページの下の表のような赤穂市・兵庫県・全国を比較した、例えば赤穂市の認定率を兵庫県・全国と比べた比較表、9 ページでしたら令和 4 年における要介護度別の全国・県との比較のようなもの。10 ページの下に年齢区分別で分けてあるのでこれで網羅されているのかなと思いますが、ちょっとわかりにくいので、認定者数の推移、また要介護度別の推移などを作っていただきたい。赤穂市は要介護度の重い方が、他市、全国・県と比べて少ないのかなと想像しています。要介護度が重い方が多ければ当然サービス料も増えますので、そういう表があったらわかりやすいと思います。なぜ赤穂市はこれだけ介護保険のサービスが充実しているのに、介護保険料が安いのかというのは、前期、前々期からの疑問で、もしよければ教えていただけたらと思います。

事務局 細かい数字を持ち合わせていないのですが、全体的な傾向として、要支援者が要介護 1・2 の方の認定率というのは、他市町、全国平均に比べて高いという傾向はあります。逆に要介護 3・4・5 については、ほぼ平均的なものだったと思いますが、特に要介護 4・5 については、若干低めだったかなと思います。そのあたりは県下の市町の認定状況からしても懸案がございますので、次回の会議にはお示ししたいと思います。他の会議でもよくこの件が議論されるのですが、要支援なり、要介護 1・2 の方が多いということは、裏を返せば、予防の段階からケアする、予防の段階でしっかり取り組みができていないかなと、傾向的にはそういうところがあります。

委員長 ありがとうございます。では他にご質問ご意見ありましたらお願いします。

委員 29 ページの「主観的健康感・幸福感」のところで、赤穂市ではすごく主観的健康感・幸福感がいいように思いますが、全国平均や他の地域もこういうものでしょうか。すごくいい感じでこんなに幸せだったらいいなあ。こんなに幸せだったら、すごく介護計画というのはうまくいっているということになるのかなと思います。

委員長 何かわかるものはありますか。今すぐはわかりませんか。

事務局 今回の結果につきましてはすべてニーズ調査に関しては見える化システムの方にアップロードされて、比較ができるようになります。今回はまだデータが出そろっていない状況ですが、3年前の調査の結果でいきますと、当時は健康感で77.8%の方が「良い」と答えています。こちらは全国や兵庫県の中で登録のあった市町村と比べますと、高い方であると言えます。おそらく今回も同様に結果は大きく変わらないと思いますので、全国・県と比べると若干高い方であるとは言えるかなと思います。

委員長 幸福感の方はどうですか。

事務局 幸福感につきましては、こちらも前回の結果にはなりますが、前回43.4%ですが、こちらは全国・兵庫県と比べると若干低いというところ。ただ45%と43.4%の差なので、大きな差ではありません。

委員 予想以上に幸福感が高いような気がします。全国的にもこんなものなんですね。

委員長 全国・県の方が少し高いということです。

委員 日本全国でもこんな感じですか。

委員長 高齢者はそうですが、若い人や生産年齢人口の人が同じように幸福感が高いかということ、おそらくそうではない。

委員 老人になってからの方が幸福感が高いということですか。

委員長 仮説の仮説で話をしていますが、悪い数字ではないということです。

委員 いいことですね。

委員長 今話をしている介護保険などが寄与している可能性は十分あるので。

委員 「不幸」「とても不幸」が分類されていますが、これに対するメンタルのサポートなどの必要があるのではないかと思います。データを取っただけでフォローなどはないのでしょうか。幸せな人に対してはいいのですが、「不幸」「とても不幸」という人は、一歩間違えると自殺の可能性もあるわけです。そう



いうところに対しての、SOSを出されてるのかなという気がします。

事務局

次回以降の重要な部分の一つではありますが、第8期の計画においても、特に計画の基本的な方向やそれに基づく取り組みの中で、実はこの主体的健康感とか主体的幸福感の向上というのを一つの指標として考えています。今日集まっているメンバーにつきましても、地域包括支援センターあるいは保健センター、社会福祉協議会など、地域全体で介護保険や、高齢者の健康福祉計画を担っていくということで、介護保険については数値的な部分が主になりますが、高齢者の健康福祉計画についてはそういうソフト面、施策面のところが計画の中に含まれてきます。相談体制、サポート、そういうところでの一つの材料になるのではないかと思います。

委員長

若干補足というか私の方も述べさせていただきたいのですが、この計画も、社会福祉の計画の中の一つになります。社会福祉というのはそもそもどういう考え方なのかと言うと、「みんなが幸せであれば、その中で何人か不幸な人がいてもいい」という考えではありません。基本的に社会福祉というのは、社会全体の福祉という話ではなくて、社会を構成する全ての1人1人の福祉ということを実現するのが福祉です。よく「みんなの福祉」と言いますが、そこからこぼれる人がいるわけです。そのこぼれる人にちゃんと着目をして、いろんな施策を展開するというのが社会福祉で、特に「とても不幸」というような人がいたら、今お話にあったように、自ら命を絶ってしまうかもしれないということがある。そういう社会福祉の考えに加えて、第8期の計画の中ではSDGsの理念も取り入れると、8期の理念では言っています。SDGsの理念と社会福祉の理念は同じなんですけど、「誰1人取り残さない」と打ち出しています。とすると、この数字の中でみんなというところに着目する一方で、そうでない人に着目した計画ということは、次回以降、また議論できればと思っています。

では他はいかがでしょうか。ニーズ調査に関して、よろしいでしょうか。

私の方から二点、手短かに申し上げます。このニーズ調査というのは、高齢者ご本人とそのご家族、そしてサービスを提供する側の現状についての報告がありました。介護する側に関して言うと、厚労省も第9期に検討してくださいと出していますが、「ヤングケアラー」の問題というのが今社会問題として取り上げられている。では赤穂市においてその部分はどのようにするのかというところが一点。

もう一つ、ニーズ調査の中でいうと、30ページの「日常生活の中で以前と比べてしづらくなったこと」という結果が出ています。これもSDGsとも関係しますが、「デジタルディバイド」という言葉があって、今世の中、デジタルを使いこなさないと非常に暮らしがしにくい。例えば高齢者の方がコロナのワクチン接種の予約をしようと思っても、なかなか電話がかからない。けれど子供に

頼めば子どもがネットですぐ取ってくれる。あるいは今、駅を利用するにもすごく難しくなって、私の父親の知人などは、電車に乗るのを控えている、乗れなくなっているというようなことがある。今社会がそういう社会になっています。

人口構造だけでなく、デジタル社会なのはもう明らかですし、今後さらにそれは加速していく。大学教育でもデジタル教育をしっかりと組み込めということで、新しい科目を立ち上げないといけなくなっている。そういう中、そういう時代で今、この赤穂の高齢者の方も、取り残されていく人がいることが推察される。ヤングケアラーにしてもデジタルディバイドにしても、事実として把握をするのかしないのか。

赤穂市としては、そのような問題にどのように取り組むのかということ、この9期の計画を策定するときに皆様と議論する必要があるのではないかと思います。何かこれに関してあるでしょうか。

委員 私は職業的に、いろんな人が来ていろんな話を聞きますが、ヤングケアラーの問題というのをあまり身近には感じないんです。赤穂市でヤングケアラーの問題というのは発生しているのでしょうか。

委員 昨日実は人権学習会があり、「夕焼け」というビデオ鑑賞がありました。これはヤングケアラーの問題で、一度地域でやったときも昨日もそうですが、赤穂市では関係ないねという話があり、実際そうなんです。ではこの話を高齢者介護に置き換えたらどうですかと話してもらったのですが、ヤングケアラー自体は、大体小学校でも1学年で5人とか10人しかいない中で、我々の地区ではいません。赤穂市全体を捉えてもそんなに多くはないと思います。

ただ、将来的に誰がどうなるか分からない。急にお父さんお母さんが病気になるという問題があるかもしれません。今は元気でも常にそういうことを考えて、日頃から勉強しておかないと、いざというときにどこに頼ったらいいか、子供が誰に聞いたらいいのか分からない。親戚のおじさんやおばさんに聞いても、「私もわからない」「赤穂市の問題だ」となってくるかもしれない。普通の家族でも起こりうることだということで、今は現実ではないけれど将来的にはなってくるかもしれないと考えてもいいのではないかと思います。

委員長 何にしても事実の確認をどうするのかということで、特に福祉の問題というのはなかなか見えない、表に出てきにくいので、その辺も考えた上で赤穂市はどうするかをまた議論できればと思います。

事務局 ヤングケアラーの件ですが、担当が本日の事務局参加者の中に含まれていません。ヤングケアラーのことを介護保険の今回の計画に含めるというのが、つ

い最近示されたところなので、うちも間に合いませんでした。第9期の中ではヤングケアラーについて記載するようになっているので、次回から担当の方も、この委員会に参加させていただこうと思います。国の方から今度の介護保険計画に盛り込むように言われていますので、国の動向を見ながら計画を立てていきたいと思います。

委員長            そういう通知があったのが3日か4日ぐらい前ですね。よろしくお願ひします。

ではこのニーズ調査についてのご質問、現状についてのご質問等はよろしいでしょうか。では本日の協議事項以上二点ですが、その他全体を通して何かご質問ご意見等があればお願ひします。

委員                うちの介護保険事業の職員から聞いた赤穂市のサービスのことについてです。今要支援の認定を受けておられる方が、訪問介護や通所介護を使われると、月途中からでも月額が固定料金だと思います。例えば、今日要支援の認定を受けて、今日からデイサービスに行くとなった場合に、週1回利用ならいくら、週2回利用ならいくらという固定料金になっていると思います。

ただ、他市では、月途中で認定を受けた方、また月途中で亡くなった方は、日割り計算をして、介護給付費を抑えておられると聞いています。赤穂市はずっと月額料金が一緒で、例えば月の1日に1回利用して亡くなったとしても、月に4回使っていたのと同じ料金を支払っている。月1回でも月2回でも月額料金が入ってきます。

近隣市町では日割り計算をしているところもあるとうちのケアマネジャーから聞いてきましたが、なぜ赤穂市はそれを変更しないのか。変更したら介護給付費もいくらか抑えられるのではないかと。それは当然、利用者の1割自己負担にも反映してきますので、変更しないなら変更しないでまた利用していただけたらありがたいですし、するならばそれでそれを踏まえた計画にしたら給付費を抑えられるのではないかとお願ひしました。全体として言わせていただきました。

委員長            ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では他にないようですので、本日は第9期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、各委員の皆様にも共通理解をいただくため、策定の考え方並びに赤穂市の現状についての説明を受け、ご理解をいただけたものと思います。

次回以降、本日ご了承いただいた内容に従いまして、それぞれ具体的に検討していくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではその他についてですが事務局の方で何かあれば説明をお願ひしま

す。

## 7. その他

### 【事務局より今後のスケジュール連絡】

委員長

では長時間にわたりご審議といろいろなご意見をありがとうございました。  
これもちまして本日の会議を終わりにいたします。ご苦労さまでした。

## 8. 閉会